

## 広島県告示第 86 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 21 年 1 月 29 日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	三原市沼田西町小原 73 番 46 号 株式会社ガルバ興業三原工場 代表取締役 菊川 満男
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市沼田西町小原 73 番 46 号 株式会社ガルバ興業三原工場

### 2 申請の内容

65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1 基を設置し、1 基の使用の方法を変更する。また、74 特定事業場から排出される水の処理施設 2 基を廃止する。また、汚水等の処理の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)

種 類		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1基 (パーカー施設)		
能 力 ( 1 日 あ た り )		鋼構造物を10トン処理		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1か月		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに		
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	9時間連続 (なし)		
	項 目	通 常	最 大	
	排出される汚水等 の状態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)	5~7	4~8
		生物化学的酸素要求量	40	45
		化学的酸素要求量	40	45
		浮遊物質	60	80
		窒素含有量	1	1
		リン含有量	60	80
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	10	15
		鉄含有量	60	80
		亜鉛含有量	60	70
		鉛及びその化合物	0.01	0.01
		アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1	1
		排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	5	7
汚 水 等 の 排 出 先	排水処理装置			

(その2)

		変更前		変更後	
種類		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1基 (前処理施設)			
工期等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			着手後直ちに	
	使用開始予定年月日			完成後直ちに	
使用の方法	項目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	323.5	340.3	319	334

(その3)

74 特定事業場から排出される水の処理施設 2基 (全酸回収装置, 塩酸回収装置) 廃止

(2) 汚水等の処理の方法

(その1)

汚水処理施設 2基 (全酸回収装置, 塩酸回収装置) 廃止

(その2) 排水処理施設

		変更前		変更後	
工期等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			着手後直ちに	
	使用開始予定年月日			完成後直ちに	

使用 の 方 法	汚水等の 処理前 処理後 の 汚染 状況	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
		生物化学的酸素要求量	23.5	20	33.1	30	23.8	20	33.2	30
		化学的酸素要求量	23.5	20	33.1	30	23.8	20	33.2	30
		浮 遊 物 質 量	74.2	50	93.2	70	73.9	50	92.9	70
		窒 素 含 有 量	58.1	50	97.1	95	57.2	50	95.7	95
		燐 含 有 量	1	1	2	2	1.8	1	3.1	2
		鉄 含 有 量	644.1	8	905.6	10	534.7	8	713.0	10
		亜 鉛 含 有 量	48.0	4	78.2	5	20.8	4	30.3	5
		鉛及びその化合物	2.7	0.08	4.5	0.1	2.7	0.08	4.4	0.1
		アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	58.1	50	97.1	95	57.2	50	95.7	95

- (3) 排出水の汚染状態  
変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間

平成 21 年 1 月 29 日から平成 21 年 2 月 19 日まで

- (2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課並びに三原市環境政策課